

ストレスチェックに関する実態調査結果の概要

平成26年10月
厚生労働省安全衛生部労働衛生課

ストレスチェック制度の検討にあたり、現在ストレスチェックをすでに導入している企業にご協力いただき、別添のアンケート票を用いて7月～8月にかけて実態調査を行った。回答のあった企業は12社であり、結果の概要は以下のとおりである。

1 ストレスチェックの実施目的（複数回答あり）

○ほとんどの企業が、個人評価と集団評価の両方の目的で実施している。

労働者個人のストレス評価と集団のストレス評価の両方	10社（83%）
労働者個人のストレス評価のみ	1社（8%）
集団のストレス評価のみ	1社（8%）

2 ストレスチェックの実施状況（受診率）

○平均受診率で見ると、社員に受診義務を課していない企業でも9割を超えている。

	受診義務あり	受診義務なし	合計
95%～100%	3社	4社	7社（58%）
90%～95%未満	－	2社	2社（17%）
85%～90%未満	－	2社	2社（17%）
80%～85%未満	－	1社	1社（8%）
平均受診率	98.9%	93.2%	94.6%

3 ストレスチェックの企画・実施

（1）企画（調査票の選定、実施時期の選定、判定基準の設定など）・実施の主体

○実施を外部に委託していても、企画自体は自社で実施している企業がほとんど。

	自社で実施	実施を外部委託	合計
自社で企画	5社	7社	10社（83%）
外部機関（委託先）で企画	0社	2社	2社（17%）
合計	5社	9社	12社

※実施の主体について複数回答（自社と外部委託の両方に該当するとの回答）が2社あったため、合計（12社）とは数字が合っていない。

平成26年7月18日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

ストレスチェックに関するアンケートへのご協力のお願い

厚生労働省では、ストレスチェック制度の具体的な内容を検討するに当たり、現在すでにストレスチェックを実施している企業の事例を把握したいと考えています。つきましては、可能な範囲で以下の事項についてアンケートにご協力いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、ご提供いただいた情報は、個別の企業名が特定される形で外部に提供することはありません。

はじめに

このアンケートでいう「ストレスチェック」とは、労働者に調査票（オンラインによるものも含む。）に記入してもらい、個人又は集団のストレスの状況について定量的（点数）評価を行うものを指します。

これに該当するものを実施している場合に、以下の質問へのご回答をよろしくお願いいたします。ご回答にあたっては、該当する選択肢の□欄に✓を記入、または、() 欄に文字、数字を記載してください。

1 御社について

企業名 (_____)

業 種 (_____)

社員数 (_____) 名

うち、ストレスチェック実施対象者数 (_____) 名

うち1年間に受けた実人数 (_____) 名

産業医（複数回答可） 専属産業医がいる 嘱託産業医がいる

記載内容確認の際の連絡先：

ご担当者名 (_____) 電話番号 (_____)

メールアドレス (_____)

2 ストレスチェックの主な目的はどれですか（複数回答可）

- 労働者個人のストレス評価
- 集団のストレス評価

3 ストレスチェックはどこで実施していますか（複数回答可）

- 社内で産業保健スタッフなどを中心に実施
- 外部機関に委託して実施

4 ストレスチェックに用いる調査票と判断基準について

(1) ストレスチェックに用いている調査票は以下のどれですか？

- 厚労省が開発した 57 項目の「職業性ストレス簡易調査票」
- 「職業性ストレス簡易調査票」に独自の項目を追加した調査票 (_____) 項目
- 「職業性ストレス簡易調査票」から一部の項目を抽出した調査票 (_____) 項目
- 自社で独自に開発した調査票 (_____) 項目
- その他の既存の調査票 (CES-D GHQ その他 (_____))
- その他委託先の外部機関が提供する調査票 (_____) 項目
- その他 (_____) (_____) 項目

※可能であれば、調査票のコピーをいただくと助かります。

(2) ストレスチェック結果に基づく高ストレス者の判定基準はどう設定していますか？

- 評価点数から機械的に判定
 - 満点 (_____) 点のところ (_____) 点以上を高ストレス者と判定
→実際に高ストレス者と判定されるのは (_____) %程度
 - 総得点の高い方から一定の割合を高ストレス者と判定
→高い方から、(_____) %程度
 - その他 (_____)
- 評価点数から機械的に判定するのではなく、医師等が総合的に判定

5 ストレスチェックの実施方法について

(1) ストレスチェックの実施時期について教えてください。(複数選択可)

- 健康診断の際に一緒に実施 (全員一斉、時期はばらばら) (実施頻度:年 _____ 回)
- 健康診断とは別の機会に実施 (実施頻度: 年 _____ 回 随時)

(2) ストレスチェックは以下のどの方法で実施していますか？(複数選択可)

- 調査票を配布して実施
- IT を活用しオンラインで実施
- その他 (_____)

(3) ストレスチェックを受けることは社員の義務ですか？ YES / NO

(4) 義務であることをどのように決めていますか？ ((3) で YES と答えた方のみ)

- 就業規則に記載している
- その他の社内規定に記載している
- 衛生委員会で審議して決めている
- その他 (_____)

6 ストレスチェック結果の保管・通知について

(1) ストレスチェックの結果（調査票の原票又は入力された個人データ）はどのように保管していますか？

- 社内で産業医等の産業保健スタッフが保管している
- 社内で、産業保健スタッフ以外の者が担当部署（人事部署、福利厚生部署等）で保管している
- 嘱託産業医が社外で保管している
- ストレスチェックの委託先（外部機関）で保管している
- 廃棄しており、保管はしていない
- システム上で自動判定されるため、記録が残らない
- その他（ _____ ）

(2) 労働者個人のストレスチェックの得点または判定結果は、事業者（産業保健スタッフ以外の、人事担当部署等）に提供されていますか？

- 
- 提供されている
 - 提供されていない

(3) 前問（2）で、提供されていると答えた場合、どのような方法で労働者の同意を取っていますか？

- 全員に、調査票に同意の有無を記載させている
- 必要に応じて、本人に結果通知後の保健指導で個別に同意を取っている
- 就業規則、社内規定等に事業者提供する旨記載している
- 労働組合との間で了承を取っており、個別に同意は取っていない
- 衛生委員会において了承を取っており、個別に同意は取っていない
- 個別あるいは包括の同意は取っていない
- その他（ _____ ）

7 ストレスチェックとその後の保健指導等への医師等の関わりについて

個人を対象とするストレスチェックの、以下の各段階で医師等（外部機関に実施を委託している場合は、外部機関に所属している医師等）はどうかかわっていますか？

(1) ストレスチェックの企画（調査票の選定、実施時期の選定、判定基準の設定など）

・どこが企画しますか？（どちらかに✓）

- 主に自社で企画
- 主に外部機関で企画

・企画にはどの職種が関与しますか（複数回答可）

- 産業医（専属・嘱託）
- 産業医以外の医師
- 保健師
- 看護師
- 精神保健福祉士
- 心理職
- その他（ _____ ）
- 外部機関が実施しているため不明

(2) 高ストレス者の判定方法（どちらかに✓）

- 評価点数から機械的に判定
 評価点数から機械的に判定するのではなく、医師等が総合的に判定



総合判定を行う職種（複数回答可）

- 産業医（専属・嘱託） 産業医以外の医師 保健師
 看護師 精神保健福祉士 心理職 その他（ _____ ）

(3) 判定後の保健指導

・どこが実施しますか（どちらかに✓）

- 社内で実施 外部機関で実施 実施していない



社内又は外部機関で実施の場合、対象者はどれですか（複数回答可）

- 原則として高ストレスと判定された者のみに勧奨
 原則として希望者全員に実施
 高ストレスと判定され、かつ保健指導を希望する者に実施

保健指導の実施者は誰ですか（複数回答可）

- 産業医（専属・嘱託） 産業医以外の医師 保健師 看護師
 精神保健福祉士 心理職 その他（ _____ ）

8 職場環境改善への活用状況について

(1) ストレスチェックの結果を集团的に分析していますか？ YES / NO

(2) (1) で YES の場合、以下の質問にお答え下さい。

・どのくらいの単位ごとに集团的分析を行っていますか？

- 事業場単位 部署ごと（最小単位： _____ 人程度） その他（ _____ ）

・集团的分析結果を何に活用していますか？

[_____]

※可能であれば、集团的分析結果のサンプルのコピーをいただくと助かります。

ご協力ありがとうございました。

(2) 企画に携わっている者の職種（複数回答あり）

○産業保健スタッフが広く関わっていると同時に、人事部門も関与。

産業医	7社
産業医以外の医師	1社
保健師	4社
看護師	3社
精神保健福祉士	0社
心理職	4社
人事部門等	6社

4 ストレスチェックの実施方法

(1) 使用している調査票及び項目数（複数回答あり）

調査票の種類		項目数
職業性ストレス簡易調査票	3社	57項目
職業性ストレス簡易調査票に項目追加	3社	70～115項目
職業性ストレス簡易調査票から項目抜粋	2社	9項目
自社で開発した調査票	1社	16項目
他の既存の調査票	3社	-
外部機関提供の調査票	5社	40～207項目

※対象者によって項目を使い分けている企業があるため、複数回答ありとなっている。

(2) 高ストレス者の判定

①判定方法（複数回答あり）

○機械的に判定している企業がほとんど。

評価点数から機械的に判定	10社
機械的には判定せず、産業医が総合的に判定	3社

②判定基準（複数回答あり）

得点の高い方から一定割合を高ストレス者と判定※	5社
機械的には判定せず、産業医が総合的に判定	3社
委託先が判定しているため基準は不明	5社

※具体的には、上位3%、5%、10%、12%の事例が見られた。

(3) ストレスチェックの実施時期・回数（複数回答あり）

○ほとんどの企業が健診とは別に年1回実施。

健康診断と併せて実施	3社
健康診断とは別に年1回実施	11社
健康診断とは別に随時実施	1社

(4) 実施媒体（複数回答あり）

○ほとんどの企業がオンラインを活用。

調査票を配布して実施	9社
I Tを活用しオンラインで実施	9社

5 ストレスチェック結果の取扱い

(1) 事業者への提供の有無・同意の取得方法

○個人の結果を事業者に提供している企業は1社もなかった。

(2) 結果の保管方法（複数回答あり）

○実施を外部委託している企業（9社）は保管も外部委託している場合がほとんど。ただし、同時に自社の産業保健スタッフでも保管している企業（2社）も見られる。

	自社で実施	実施を外部委託	合計
自社の産業保健スタッフが保管	5社	4社	9社
自社の産業保健スタッフ以外が保管	1社	－	1社
外部機関（委託先）が保管	－	7社	7社

6 ストレスチェック結果を踏まえた保健指導

(1) 保健指導の実施状況

○ほとんどの企業で保健指導を実施。ストレスチェックの実施を外部に委託している企業（9社）でも、保健指導は自社で実施しているケース（3社）もみられる。

	ストレスチェックを自社で実施	ストレスチェックを外部委託	合計
保健指導を自社で実施	3社	3社	6社
保健指導を外部に委託	－	3社	3社
保健指導は実施せず	－	3社	3社

(2) 保健指導の対象者の選定方法（複数回答あり）

高ストレスと判定された者	3社
希望者全員	5社
高ストレスと判定された者のうち、希望する者	5社

(3) 保健指導の実施者（複数回答あり）

○産業保健スタッフが広く関わっており、心理職を活用している事例も多い。

産業医	7社
産業医以外の医師	1社
保健師	5社
看護師	3社
精神保健福祉士	1社
心理職	6社
外部の相談窓口	1社

7 集団的分析

(1) 集団的分析の実施の有無

○全ての企業において集団的分析が実施されていた。

(2) 集団的分析の実施単位（複数回答あり）

○ほとんどの企業で部署ごとの分析を実施（部署の規模は10人程度以下が多い）。

事業場単位で集計・分析	4社
部署ごとに集計・分析	11社
集計・分析の単位（部署の規模）	
30人規模程度	1社
20人規模程度	2社
10人規模程度	4社
5人規模程度	4社